興行中止保険特約セット 費用・利益保険(普通保険約款)

2019年10月1日以降始期用

# 興行中止保険(イベント中止保険)のご案内

2023年 11月 29日

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 当社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、演劇やコンサート、スポーツ大会やお祭りといった興行(イベント)を取り巻くリスク、とりわけ、 不慮の事故や悪天候等といったリスクは、回避しがたいものといえます。そして、その興行が予定通りに 開催できない場合は、準備のために支出した費用が無駄になり、今後の興行開催にも重大な影響を 及ぼすものと考えられます。

当社では、このような不意の費用損害または喪失利益損害に対応する「興行中止保険(イベント中止保険)」をご用意しております。

つきましては、以下にこの保険の概要をご案内申し上げますので、是非ともご高覧のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

# 保険金をお支払いする主な場合

この保険は、悪天候や会場予定場所の火災等の偶然な事由により、興行(イベント)が中止または延期を余儀なくされる場合に、被保険者(補償の対象となる方)がご契約時に定めた費用を負担すること、または利益を喪失することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

#### 対象となる興行

各種の興行が対象となります。

■対象となる興行の例

屋内型	屋外型
劇団の定期公演 コンサート/音楽会 展覧会/博覧会	町内会や会社主催の運動会 野球大会/マラソン大会 お祭り/花火大会 自治体主催のパレード 映画製作
など	など

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

## 対象とする事由(事故原因)

対象とする事由(事故原因)については、契約条件として事前に取り決めさせていただきます。 事前に取り決めたもの以外の事由によって興行が中止または延期を余儀なくされた場合は、 保険金をお支払いできません。

- ■「対象とする事由(事故原因)」の例
- ●悪天候(運動会が豪雨によって開催不能となった)
- ●会場の使用不能(賃借していた公演の予定会場が火災で焼失し開催不能となった)
- ●機材の未着(開催に必要な機材が公演会場に到着せず開催不能となった)

など

## 対象とする影響(事故)

対象とする影響(事故)についても、契約条件として事前に取り決めさせていただきます。 事前に取り決めたもの以外の影響による事故に対しては、保険金をお支払いできません。

- ■「対象とする影響(事故)」の例
- ●「中止」…興行が興行期日あるいは予備日に全く行われないこと。
- ●「延期」…興行期日に興行が中止され、追加費用を要して予備日に延期されること。

など

#### 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
  - ●関係者(保険契約者、被保険者、興行の協賛者・後援者およびこれらの役職員ならびに興行の出演予定者をいいます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ●関係者の解散、破産または資金不足
  - ●チケット等の売上不足、観客不足、興行の協賛者・後援者が得られないこともしくはこれらの者の援助・協力・支持を得られないこと
  - ●関係者の興行に関する準備、取り決め上の過失またはそのような準備、取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違
  - ●次のいずれかに該当する事由による興行の出演予定者の不出演または役割遂行不能
  - ・ご契約締結前に既に被っていた身体の障害
  - ・ご契約締結前1年以内に治療を受けたことがある身体の障害の再発
  - ・麻薬その他服用が禁止されている薬物または興奮剤の服用
  - ・飲酒による酩酊
  - ・自殺または自傷によって被った身体の障害
  - ·妊娠、出産、流産、生理等
  - ●被保険者が常時所有、使用または管理する施設の滅失(盗難、紛失等を含みます。)、損傷または汚損
  - ●政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
  - ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ●核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (2) 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
  - 財物の減失(盗難、紛失等を含みます。)、損傷または汚損による物的損害
  - ●身体の障害を被った者について生じた損害
  - ●被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体の障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったこと に基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
- (3) 直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等に起因する一切の損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- (4) 直接であると間接であるとを問わず、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、腸管出血性大腸菌 感染症等の感染症の発生または発生のおそれに起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

など

## 対象とする費用

対象とする費用については、契約条件として事前に取り決めさせていただきます。事前に取り決めたもの以外の費用に対しては、保険金をお支払いできません。

#### ■費用の具体例

- ●会場貸借料●会場設営費●用具類の貸借料●弁当代●参加者用粗品代●宣伝・広告費●プログラム印刷費●アルバイトの交通費・宿泊費など
- ※ 喪失利益の補償をご希望される場合は、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

#### くご注意>

- 1. この興行にかかる保険契約の保険料や主催者側の人件費等は、費用に含めることができません。
- 2. 興行に使用する物品購入費用のうち、再利用価値のあるものまたは換金性の高いものについては、 費用に含めることができません。

#### (例)

- ●優勝商品としてマウンテンバイクを購入した費用
- ●参加者向けにアルコール飲料や清涼飲料水を購入した費用
- ●用具類の運搬用に貨物自動車を購入した費用
- ●楽団の演奏者用にユニフォームを作成した費用

など

# ご契約金額

興行を準備、開催するために実際に支出する費用および喪失する利益の合計金額に、縮小支払割合を 乗じたものをご契約金額とします。

ご契約金額 = 実際に支出する費用および喪失する利益の合計金額 × 縮小支払割合

## お支払いする保険金の額

(1) 実際に支出した費用および喪失した利益の額(損害の額)に対し、縮小支払割合を乗じたもの またはご契約金額のうち、いずれか少ない金額を限度に保険金をお支払いします。

損害の額×縮小支払割合 = 支払保険金 ≤ ご契約金額

(2)次の金額については損害の額から差し引きます。

(主なもの)

- ●返還不要の協替金や会場でのグッズ売上等の未確定の収益
- ●事故または損害が発生したことにより支出を免れた金額
- ●事故または損害が発生したことにより他人から回収した金額

## お見積りにあたって

お見積りにあたっては、「興行中止保険告知事項申告書」に所定の事項をご記入・ご回答いただいた上で、以下の資料をご用意ください。

- ① 興行の事業計画書
- ② 支出費用・喪失利益の内訳明細書 (ご契約時には必ずご提出いただきます。)
- ③ イベント概要書、パンフレット、プログラム等
- ④ その他、別途お願いする資料

補償条件、補償危険については、ご契約ごとに個別に決定させていただきます。

この保険は、**興行開始(予定)日の前日から起算して14日以前**にご契約の締結および保険料を払込みいただく必要がありますので、ご注意ください。

#### 保険期間(ご契約期間)

この保険の保険期間(ご契約期間)は、保険契約締結日の午後4時から興行の終了 (予定)日の午後12時までとなります(左記以外の時刻とすることも可能です。)。

#### 万一、事故が発生した場合のご注意

#### く万一、事故が発生した場合の手続き>

- ・万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすること があります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

#### あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

#### 事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者 または右記にご連絡ください。

# 0120-985-024(無料)

受付時間 24時間365日

- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- ●おかけ間違いにご注意ください。

#### 共同保険契約について

- ・複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて 連帯することなく単独別個に責任を負います。
- ●この企画書は「興行中止保険(イベント中止保険)」の概要 を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項 のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を ご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご 用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求く ださい。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当 社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当 社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、 お確かめください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を 経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わ せください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあ ります。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契 約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険 料領収証の発行・保険契約の管理などの業務を行っていま す。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に 成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたも のとなります。

#### お問合わせは

アシックスプレイシュア株式会社

住所: **〒**136-8585 東京都江東区新砂3丁月1番18号

お問合わせフォーム: https://playsure.asics.com/contact.html